

～農薬の販売に関する届出について～

農薬の販売を開始するときは、その販売所ごとに、農薬販売届を東広島市長に提出する必要があります。

☆どのような場合に届出が必要か

- ・農薬の販売を開始するとき
- ・農薬販売届の記載事項に変更があったとき（届出者の変更、販売所の変更）
- ・農薬の販売所を増設したとき
- ・農薬の販売を廃止したとき

☆提出書類

- ・届出に必要な書類は、次のとおりです。
- ・届出は、販売所ごとに提出してください。
- ・届出の様式は、東広島市のホームページでダウンロードできます。
〔組織から探す〕 > 〔産業部〕〔東広島市園芸センター〕 > 〔農薬・肥料販売届出〕
〔農薬の販売に関する届出について〕

	新たに農薬の販売を開始する場合	届出事項に変更が生じた場合 (届出者の変更) (販売所の変更)	販売所を増設する場合	販売を廃止する場合
届出の時期	販売開始まで	事由発生日から2週間以内		
農薬販売届 (別記様式第1号)	○ (販売所ごとに2部)	—	○ (販売所ごとに2部)	—
農薬販売変更届 (別記様式第2号)	—	○ (販売所ごとに2部)	—	—
農薬販売廃止届 (別記様式第3号)	—	—	—	○ (販売所ごとに2部)
添付資料 (別紙)	○ (販売所ごとに1部)	○ ※販売所の変更の場合 (販売所ごとに1部)	○ (販売所ごとに1部)	—
返信用封筒・切手	○	○	○	○
※届出者の住所・氏名を証する書類	○ (1部)	○ ※届出者に変更がある場合 (1部)	○ (1部)	—
既に交付されている受理証	—	○	—	○
遅延理由書	所定の届出期限を経過して提出する場合 (1部)			

※ 届出者の住所・氏名を証する書類

- ・個人…住民票、運転免許証の写し、マイナンバーカード等の写し
- ・法人…法人の登記事項証明書（原本）又は定款若しくは寄附行為の写し

【郵便切手について】

届出を受理した場合は、受理証に届出書（副本）を添付して送付します。送付先を記載した封筒に切手を貼付し、届出書類に同封してください。

貼付する切手の金額の目安

（定形封筒の場合） （定形外封筒の場合）

84円

120円

【農薬販売届・農薬販売変更届に係る添付資料の記載要領】

「1 販売する農薬の概要」

- ・主に取り扱う農薬を記載してください。
- ・取扱う農薬が多い場合は、表の枠内で記載してください。
- ・毒劇物指定農薬を販売する場合は、その農薬を優先的に記載してください。

「3 販売に係る製造者・輸入者及び販売者」

- ・農薬の仕入先を記載してください。

「4 年間農薬販売額（予定額）」

- ・届出に係る販売所における年間の農薬販売額又は販売予定額を記載してください。

【遅延理由書（別記様式第4号）の提出】

農薬の販売に関する届出を所定の期限内に提出できない場合は、遅延理由書（別記様式第4号）を提出してください。

【農薬販売届受理証の再交付】

- ・農薬販売届受理証を紛失又は破損した場合は、農薬販売届受理証再交付申請書（別記様式第7号）を提出してください。
- ・受理証を破損した場合は、その破損した受理証も提出してください。
- ・送付先を記載した封筒に切手を貼付し、届出書類に同封してください。

☆その他

書類の提出先

〒739-0267

東広島市志和町別府10247番地

東広島市園芸センター

TEL:082-433-4411

FAX:082-433-6432

Eメール:hgh334411@city.higashihiroshima.lg.jp